

旭川市公衆浴場法施行条例の改正について

(経緯) 令和2年12月10日 近年、子どもの発育発達の状況が従前に比べ変化してきていることなどから、厚生労働省が「公衆浴場における衛生等管理要領等」を改正し、男女の混浴制限年齢の目安を 10歳以上から7歳以上 に引き下げた。



- 混浴制限年齢を引き下げることで混浴に関するトラブルの防止
- 子どもや保護者、一般の入浴者全てが安心して入浴できる環境を確保



旭川市公衆浴場法施行条例を改正し、公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げ (R 4・3 定)

(現行)

10歳

(令和5年4月1日から)

7歳



※道内一律施行